

## 葛飾区立学校施設使用条例の一部を改正する条例 新旧対照表

## 葛飾区立学校施設使用条例(改正部分抜粋)

現 行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条、社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条及び<u>スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第13条の規定により、区民の自主的な社会教育活動、スポーツ活動その他公共のための活動を推進するため、葛飾区立学校(以下「学校」という。)</u>の施設の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条から第13条まで (略)</p> <p>別表第1及び別表第2 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条、社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条及び<u>スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条の規定により、区民の自主的な社会教育活動、スポーツ活動その他公共のための活動を推進するため、葛飾区立学校(以下「学校」という。)</u>の施設の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条から第13条まで (略)</p> <p>別表第1及び別表第2 (略)</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>